

# 短期入所生活介護・重要事項説明書

<平成21年4月1日現在>

## 1. 提供するサービスについての相談窓口

電話：042-622-0119

担当：福祉係 菅原 山本（生活相談員、介護支援専門員）

\* 原則として、祝日を除く月曜から金曜の9時～18時まで勤務しております。ご不明な点は、なんでもおたずねください。

\* 担当不在の際には、他の職員がうけたまわります。

## 2. 長寿園の概要

### (1) 提供できるサービスの種類

|          |                               |
|----------|-------------------------------|
| 施設名称     | 長寿園                           |
| 所在地      | 東京都八王子市叶谷町1133番地              |
| 介護保険指定番号 | 短期入所生活介護事業所（東京都 第1372900371号） |

### (2) 職員体制

|            | 常勤  | 非常勤 | 合計  | 資格など   |
|------------|-----|-----|-----|--|
| 施設長        | 1   | -   | 1   |  |
| 医師         | -   | 3   | 3   | 内科・外科、精神科、皮膚科(嘱託)                                |
| 生活相談員(福祉係) | 2   | -   | 2   | 介護支援専門員兼務、介護福祉士                                  |
| 介護職員       | 21  | 9   | 30  | 介護福祉士18名。社会福祉士1名。ホームヘルパー1～2級13名。同3級2名。介護支援専門員3名。 |
| 看護職員       | 4   | 1   | 5   | 看護師1名。准看護師4名。                                    |
| 栄養士        | 1   | -   | 1   | 管理栄養士  |
| 機能訓練指導員    | 1   | 2   | 3   | マッサージ師1名(常勤)、理学療法士1名、作業療法士1名(非常勤)                |
| 介護支援専門員    | (2) | -   | (2) | (再掲)   |
| 事務員        | 2   | 1   | 3   |  |
| 調理員        | 2   | 5   | 7   | 調理師1名。   |

### (3) 設備の概要

|    |                |                              |        |                                 |
|----|----------------|------------------------------|--------|---------------------------------|
| 定員 |                | 80名                          | 静養室    | 1室2床(2階)                        |
| 居室 | 4人部屋           | 20室<br>(36㎡が7室)<br>(32㎡が13室) | 介護職員室  | 2階3階に各1室                        |
|    | 短期入所生活介護専用2人部屋 | 1室(18㎡)                      | 医務室    | 1室(2階)                          |
| 浴室 | 一般浴室           | 1室(1階)                       | 食堂     | 1階に1室<br>2階3階に各1室<br>(談話コーナー兼用) |
|    | 特浴室            | 2階3階に各1室                     | リハビリ室  | 1室(2階)                          |
|    |                |                              | 作業訓練室  | 1室(1階)                          |
|    |                |                              | 談話コーナー | 2階3階に各1室<br>(食堂兼用)              |

## 2. サービス内容

### 食事

- ・お食事は、日常生活における最大の楽しみの一つであり、また、健康維持の上からも特に重要なサービスの一つとして、十分に検討の上実施いたします。
- ・お食事の種類...おひとりおひとりの状態にあったお食事を提供します。

|    |                                    |
|----|------------------------------------|
| 主食 | 普通、全粥、八分粥、五分粥、経腸栄養剤                |
| 副食 | 普通、きざみ、極きざみ、ミキサー、ペースト、流動食、ゼリー食、経管食 |

### ・お食事の時間

|    | 1階食堂   | 2階3階談話コーナー、居室 |
|----|--------|---------------|
| 朝食 | 7:30~  | 7:15~         |
| 昼食 | 11:45~ | 11:45~        |
| 夕食 | 18:00~ | 18:00~        |

### ・行事食

夏のそうめん流し、敬老の日の記念昼食会など、季節に彩りを添える行事食を提供いたします。

## 入浴

- ・一般浴（立ち上がりがほぼ可能な方対象）と特浴（それ以外の方対象）があります。
- ・体調不良などで入浴できない場合は、清拭を行います。

| 種類  | 回数  | 時間            |
|-----|-----|---------------|
| 一般浴 | 週2回 | 火曜、金曜の原則として午後 |
| 特浴  | 週2回 | 月曜、木曜の午前または午後 |

## 介護

- ・介護職員を中心として、おひとりおひとりの心身の状態に応じ、より自立した日常生活を営むことができるよう、排泄、食事介助、離床移乗、着替え、整容などの、さまざまなサービスを提供いたします。

|          |                   |
|----------|-------------------|
| 介護職員日勤者数 | 8～12名（行事等の際、増員あり） |
| 介護職員夜勤者数 | 3～4名              |

## ・排泄

おひとりおひとりの心身の状況に応じて、プライバシーを尊重しながら、適切な方法により、排泄の自立に向けてのサービスを提供いたします。

|                            |       |       |
|----------------------------|-------|-------|
| おむつ定時交換時刻                  | 4：00  | 9：00  |
|                            | 14：30 | 20：00 |
| 上記のほか、個々の状況に応じて、随時交換を行います。 |       |       |

## 機能訓練

- ・機能訓練指導員（マッサージ師）を中心として、医師、理学療法士、作業療法士の指導、介護職員と看護職員の協力のもと、関節可動域訓練、歩行・立位訓練などを行うことができます。
- ・理学療法士（PT）が、第2第4土曜日に来園し、身体機能の回復と維持に努めます。
- ・作業療法士（OT）が、第1第3火曜日に来園し、日常生活動作などの回復と維持に努めます。

## 生活相談

次のような内容でご相談に応じております。福祉係（生活相談員）に何なりとお申し出ください。

- ・介護保険及び医療、福祉、年金等各種制度の紹介、説明

- ・ 経済的な課題（利用費用の問題など）
- ・ 生活上の課題
- ・ その他

#### 健康管理

- ・ 看護職員は、原則として、祝祭日を除く月曜から土曜に日勤で勤務しており、お客様の健康管理、処方薬の管理などをいたします。夜間休日など看護職員不在の際には、介護職員がサービスを提供いたします。
- ・ 非常勤の嘱託医が次のように来園しますが、原則としては、お客様の主治医の指示による健康管理をさせていただきます。特にご希望がある場合や、緊急やむを得ない場合は、嘱託医に受診することができます。

| 医師名   | 医療機関名    | 診療科目   | 来園日  |
|-------|----------|--------|------|
| 高山宏夫  | 高山外科眼科医院 | 外科、内科、 | 金曜   |
| 五味淵高志 | 恩方病院     | 精神科    | 火曜   |
| 野下秋恵  | 野下皮膚科    | 皮膚科    | 第3木曜 |

#### 理美容サービス

- ・ 理容師が来園し、理容サービスを実施いたします。料金は1回1000円です。

#### 所持品保管

- ・ 居室に備えてある、作り戸棚や飾り戸棚、床頭台などをご利用ください。

#### レクリエーション

- ・ 次のように、各種レクリエーション活動を行います。ご家族の方もどうぞご参加ください。なお、行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。

| 行 事 名      | 定例実施日        | 内 容                       |
|------------|--------------|---------------------------|
| 誕生会        | 第3水曜         | 演芸等<br>八王子隣保館保育園との交流      |
| ホーム喫茶      | 第4金曜         | ご希望による飲食<br>ボランティア協力      |
| ショッピング     | 第1第2第3<br>金曜 | 近隣店舗への送迎、付き添い<br>ボランティア協力 |
| レクリエーションの日 | 土曜           | 歌、風船バレーボールなど              |

|            |        |               |
|------------|--------|---------------|
| 夕涼み会       | 8月     |               |
| 運動会        | 年度毎に検討 | 八王子隣保館保育園との交流 |
| 風船バレーボール大会 | (未定)   | 八王子施設長会主催行事   |

・次のようにクラブ活動を実施いたします。

| クラブ名  | 定例実施日  |
|-------|--------|
| 生花クラブ | 第2第4火曜 |
| 詩吟クラブ | 第2第4水曜 |
| 民謡クラブ | 第1第3土曜 |

### 3. 利用料金

#### (1) 介護保険法が定める法定料金(基本サービス料金)

|      | 1日あたりの<br>利用料金<br>(介護報酬額) | 介護保険適用時<br>の1日あたりの<br>自己負担分 |
|------|---------------------------|-----------------------------|
| 要介護1 | 7,733円                    | 774円                        |
| 要介護2 | 8,474円                    | 848円                        |
| 要介護3 | 9,206円                    | 921円                        |
| 要介護4 | 9,948円                    | 995円                        |
| 要介護5 | 10,679円                   | 1,068円                      |

- 基本サービス料金は、基本サービス費、サービス提供体制強化加算( )、夜勤職員配置加算、機能訓練指導体制の合算です。

|                 | 内容                                   |
|-----------------|--------------------------------------|
| 基本サービス費         | ご利用者：介護職員、看護職員の割合が、3：1となっております。      |
| サービス提供体制強化加算( ) | 介護職員のうち介護福祉士の占める割合が50%以上の体制となっております。 |
| 夜勤職員配置加算        | 夜勤職員が最低基準を一以上上回っている場合に加算いたします。       |
| 機能訓練指導体制        | 基準を満たした人員配置による機能訓練を実施しております。         |

- その他、下表のような介護保険給付の取扱いをいたします。

|       | 自己負担額          | 内容                                   |
|-------|----------------|--------------------------------------|
| 送迎加算  | 1回あたり<br>約191円 | ご相談に応じます。車両等の都合により、ご希望に添えない場合がございます。 |
| 療養食加算 | 1日あたり<br>約24円  | 医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合に加算いたします。       |

|                      |                        |  |
|----------------------|------------------------|--|
| 緊急短期入所<br>ネットワーク加算   | 1日あたり<br>約52円          | 複数の短期入所事業者が連携して調整窓口や24時間相談体制を確保の上、緊急的な短期入所利用に対応した場合に加算いたします。 |
| 看護体制加算( )            | 1日あたり<br>約9円           | 看護職員の数が、一定以上を上回って配置され、24時間の連絡体制が確保されている場合に加算いたします。           |
| 認知症行動・心理症状<br>緊急対応加算 | 1日あたり<br>約209円         | 医師が緊急にサービスを利用することが適当と判断した認知症の方をお受入した場合に加算いたします。              |
| 若年性認知症利用者<br>受入加算    | 1日あたり<br>約126円         | 初老期における認知症によって要介護状態となった方に加算いたします。                            |
| 在宅中重度者受入加算           | 1日あたり<br>約436～<br>445円 | ショートステイ利用中、日頃ご利用されている訪問看護事業所が健康上の管理を行った場合に加算いたします。           |
| サービス提供体制<br>強化加算( )  | 1日あたり<br>約7円           | 看護・介護職員のうち、常勤職員の占める割合が75%以上。                                 |
| サービス提供体制<br>強化加算( )  | 1日あたり<br>約7円           | 看護・介護職員等のうち、3年以上の勤続年数のある者が30%以上。                             |

(2) 所定料金(介護保険法で、基本サービスとは別に利用者が自己負担することとされ、事業所ごとに利用者との契約に基づくこととされているもの)

食費(食材料費及び調理に係る費用相当)

1日あたり 1,380円

(内訳 朝食 380円 昼食 500円 夕食 500円)

滞在費(多床室・光熱水費相当)

1日あたり 320円

食事代と滞在費については、減免措置の制度があります。(下表参照)

| 利用者負担<br>段階 | 対象  | 食費<br>(1日) | 居住費<br>(1日) |
|-------------|---|------------|-------------|
| 第1段階        | 生活保護受給者   | 300円       | 0円          |
|             | 老齢福祉年金受給者   |            |             |
| 第2段階        | 世帯全員が<br>住民税世帯<br>非課税<br>課税年金収入額と合計所得<br>金額の合計が80万円以下<br>の方 | 390円       | 320円        |
| 第3段階        | 利用者負担額第2段階以外<br>の方(課税年金収入が80万<br>円超266万円未満の方など)             | 650円       | 320円        |

タオルリース代(フェースタオル、浴用タオル)

1日あたり 60円

衣類リース代（シャツ等の上着、ズボン、下着等）

1日あたり 240円

個別サービス利用料金

| 項目       | 料金                         |
|----------|----------------------------|
| 理髪代      | 1回 1000円                   |
| 生花クラブ材料費 | 1回 500円                    |
| ホーム喫茶代   | 実費                         |
| 外来付き添い費用 | 1回 1500円                   |
| 買い物代行費用  | 買い物代金の5%                   |
| 貴重品等管理費  | 1日 200円<br>貴重品、現金等預かり管理手数料 |
| 文書コピー代   | 1枚 10円                     |

- その他個別でご希望されたサービスについては、実費をいただきます。

(3) 利用料金の減免措置制度

高額介護サービス費の支給

1ヶ月の介護サービスの1割負担の合計額が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合には、超えた分が申請により払い戻されます。

| 利用者負担段階 | 対象            | 上限額  |
|---------|---------------|--|
| 第1段階    | 生活保護受給者       | 個人で15000円  |
|         | 老齢福祉年金受給者     | 個人で15000円  |
| 第2段階    | 世帯全員が住民税世帯非課税 | 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方<br>個人で15000円<br>世帯で24600円 |
| 第3段階    |               | 利用者負担額第2段階以外の方（課税年金収入が80万円超266万円未満の方など）<br>世帯で24600円 |
| 第4段階    | 上記以外の方        | 世帯で37200円  |

その他

次のような負担軽減制度があります。詳しくは、保険者または施設窓口にお問い合わせください。

- 高齢夫婦世帯等の滞在費・食費の軽減（第4段階の方）
- 利用料を支払った場合に、生活保護の適用となる方の負担軽減

#### 4. 短期入所生活介護利用の中止

##### (1) 利用開始予定日以前の中止

入所前にお客様の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料が必要です。

|                            |                 |
|----------------------------|-----------------|
| 入所日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合    | 無 料             |
| 入所日の前日午後5時までにご連絡いただかなかった場合 | 1日分の介護報酬額の50%まで |

##### (2) 利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・お客様が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の場合、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、必要な場合には、速やかに主治医に連絡を取るなど、必要な措置を講じます。また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

##### (3) 感染症など発生の場合

施設内でインフルエンザなどの感染症が流行している状況がある場合、ご相談のうえ、当施設の利用を中止させていただく場合があります。その際には、介護支援専門員などと連携し、他施設のご紹介をするなど、短期入所生活介護ご利用に支障が生じないように、配慮いたします。

#### 5. 支払方法

- ・毎回、短期入所生活介護の終了後、請求書をお渡しいたしますので、30日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

- ・お支払方法は、銀行振込、現金支払のいずれかとなります。

## 6 . サービスご利用の方法

### ( 1 ) サービスの利用申し込み

- ・お電話等でお申し込み下さい。
- ・ご利用期間決定後、契約を結びます。なお、ご利用の予約は6ヶ月前からできます。
- ・居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

### ( 2 ) サービス利用契約の終了

お客様の都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設等に入所した場合
- ・要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・被保険者資格を喪失した場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

その他

次の場合、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことができます。なお、この場合、予約は無効となります。

- ・お客様が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合。
- ・お客様が当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの不当行為を行った場合。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合。

## 7 . 当施設のサービスの特徴等

### ( 1 ) 運営の方針

より安心して利用できる施設を目標に、その根底となり基本となる各種サービスの質の向上を目指し、一層努力する。

(2) サービス利用のために、下表のような体制をとっております。

| 事 項          | 有 無     | 備 考                                       |
|--------------|---------|---|
| 男性介護職員の有無    | 有り      | 24時間ローテーション勤務の男性職員7名                      |
| 従業員への研修の実施   | 有り      | 外部研修への積極的参加<br>施設内研修を実施<br>研修委員会にて研修事項の検討 |
| サービスマニュアルの作成 | 有り      |   |
| 身体的拘束        | 場合により有り | やむを得ない場合、承諾を得る                            |

(3) 施設利用に当たっての留意事項

#### 面会

- ・曜日などの制約はありません。いつでもご面会できます。ただし、午後9時以降はご遠慮下さい。
- ・玄関脇の面会カードにご記名の上、介護職員室横のポストに入れてください。介護職員にお声をおかけ下さい。
- ・食べ物をお持ち込みになる際には、ご面倒でも職員にお申し出ください。
- ・できるだけ多くのご面会をお願いいたします。

#### 外出、外泊

- ・原則として、ご家族の方のお付き添いにより、自由です。
- ・必要な介護用品などのお貸し出しなど、ご相談に応じます。
- ・食事などの用意の関係上、前日までにお申し出ください。
- ・お客様の健康状態などにより、「見合わせたほうが良いのでは。」というようなアドバイスをさせていただく場合があります。

#### 飲酒、喫煙

- ・飲酒...ご本人の良識にお任せします。お酒を飲んで他人に迷惑をかけるような言動には、十分注意して下さい。そのようなことがあった場合、または、健康状態の観点から問題がある場合、他のお客様への影響が心配される場合など、ご利用の継続についてご相談させ

ていただくことがあります。

- ・喫煙...所定の灰皿のある場所をお願いいたします。歩き煙草や、お部屋の中での喫煙は、防火上厳禁です。そのようなことがあった場合、または、健康状態の観点から問題がある場合、他のお客様への影響が心配される場合など、ご利用の継続についてご相談させていただきます。

#### 設備、器具の利用

- ・ご希望があれば、お申し出ください。ご相談いたします。

#### 金銭、貴重品の管理

- ・ご自身で管理される方には、居室ロッカーに南京錠をとりつけ、鍵をお預けしますので、ご利用ください。ご自身の責任において、管理をお願いいたします。
- ・当施設で管理することもできますので、ご相談ください。

#### 所持品の持ち込み

- ・必要な衣類、洗面用具、バレーシューズまたはリハビリシューズなどの持参についてはご相談ください。
- ・食器、寝具類は、基本的には必要ありません。
- ・ご持参の衣類については、油性のマジックペンにて、すべてにお名前をご記入下さい。黒、紺系統の衣類には、お手数でも白い布地を縫い付けて、その上にお名前をご記入下さい。
- ・貴重品や、生活上なじみのあるもの、容積の大きいものなどについてのお持ち込みは、ご相談下さい。
- ・ナイフ、はさみ類は、介護職員室に常備しておりますので、お持ち込みにならないよう、お願いいたします。

#### 宗教活動

- ・個人の信仰は自由ですが、他人に影響を及ぼすような活動は禁止いたします。

#### ペットの持ち込み

- ・団体生活の中で個々人の嗜好、趣味が共通でないこと等から、禁止

させていただきます。

## 8 . 緊急時の対応方法

- ・お客様に容体の变化、急変等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

### 緊急連絡先

|      |           |   |           |
|------|-----------|---|-----------|
| お名前  | 様(続柄: )   |   |           |
| 住所   |           |   |           |
| 電話番号 | ご自宅       | - | (FAX 有・無) |
|      | 連絡先(勤務先等) | - | -         |
|      | 携帯電話      | - | -         |

## 9 . 非常災害対策

- ・災害時の対応

連絡網により可能な限り職員を招集します。

非常用備蓄食品14日分を常時保有します。

ご家族に速やかにご連絡いたします。

- ・防災設備

全館スプリンクラー、火災報知器、非常用放送設備、非常用自家発電施設などが備わっております。また、園内各所に消火器を備え付けております。

- ・防災訓練

月1回、消火訓練、避難誘導訓練、地震訓練などの防災訓練を実施いたします。

- ・防火管理者...菅原秀臣

## 10 . サービス内容に関する相談、苦情

お客様相談、苦情担当：菅原、山本（生活相談員、介護支援専門員）

電話：042-622-0119

### その他

八王子市の相談、苦情窓口等でも受け付けています。

## 1 1 . 当法人の概要

法人種別・名称 社会福祉法人 東京都福祉事業協会  
代表者役職・氏名 理事長 福山嘉照  
本部所在地・電話 東京都北区王子 2 - 1 9 - 2 1  
0 3 - 3 9 1 1 - 3 6 7 9

### 施設、拠点等

|              |            |
|--------------|------------|
| 介護老人福祉施設     | 2ヶ所（当施設含む） |
| 短期入所生活介護事業所  | 2ヶ所（当施設含む） |
| 地域包括支援センター   | 1ヶ所        |
| 在宅介護支援センター   | 1ヶ所        |
| 指定居宅介護支援事業所  | 3ヶ所        |
| 老人デイサービスセンター | 3ヶ所        |
| 保育所          | 6ヶ所        |
| 母子生活支援施設     | 4ヶ所        |
| 学童クラブ        | 1ヶ所        |
| ひろば館         | 1ヶ所        |

短期入所生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に  
基づいて重要な事項を説明しました。

平成 年 月 日

事業者

東京都八王子市叶谷町 1 1 3 3 番地

社会福祉法人 東京都福祉事業協会

長 寿 園

園 長 佐 治 孝 洋 印

説明者 所属

氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重  
要事項の説明を受けました。

平成 年 月 日

利用者

住所

氏名

印

(代理人)

住所

氏名

印